



A-2 協会組織と生涯学習システム

(2017年4月)

公益社団法人 日本理学療法士協会

本テーマの学習目標

- 自らが所属する学術・職能団体である日本理学療法士協会の設置目的及びその構造と機能について理解する
- 専門職にあるものとして生涯学習の必要性について認識する
- 日本理学療法士協会が目指す理学療法士について理解する
- 専門職の中での理学療法士について認識する
- 新プロ修了後も自己研鑽できる制度を知る

2

概要

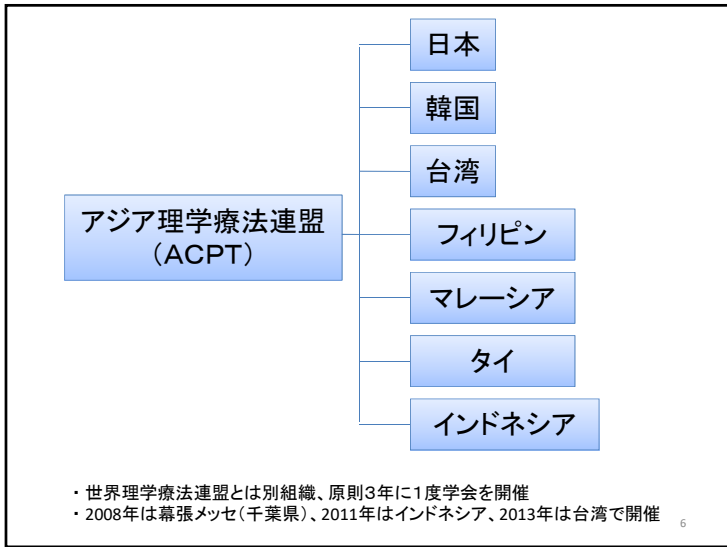
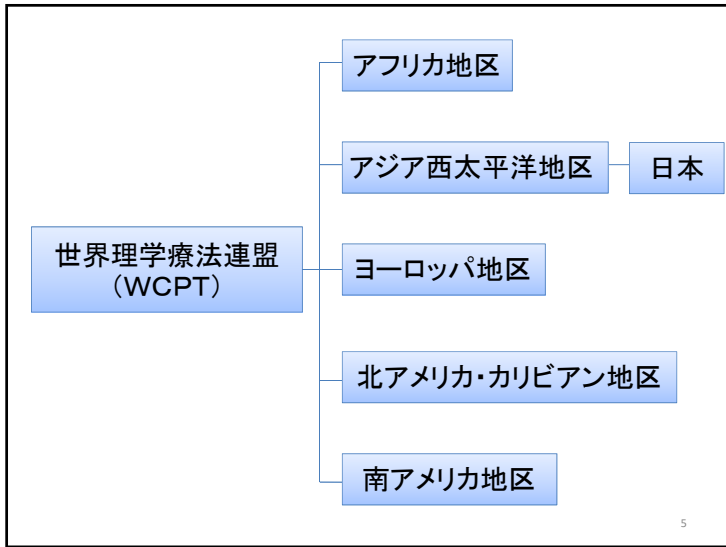
名称	公益社団法人日本理学療法士協会
代表者	半田 一登
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目8番5号
役員	理事23名 監事3名
正会員	109,244名(2017年2月現在)
職員	37名
事業規模	11億8,668万円(2017年3月決算)

3

沿革

昭和40年	理学療法士及び作業療法士法 公布
昭和41年	日本理学療法士協会 設立
昭和47年	厚生省により社団法人として認可
平成2年	日本学術会議により学術研究団体として認定
平成6年	新人教育プログラム 開始
平成9年	専門理学療法士制度導入
平成24年	内閣総理大臣により公益社団法人として認可

4



協会組織改定

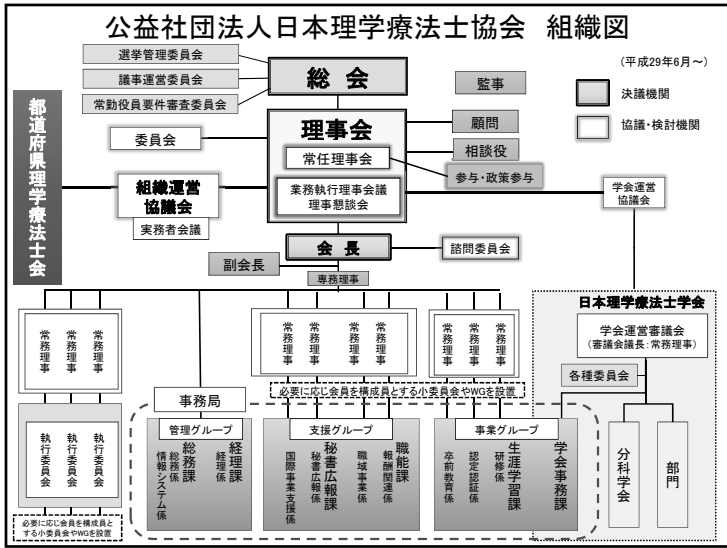
- 平成29年度目途に、協会組織における機能・権能の整理

Key Word

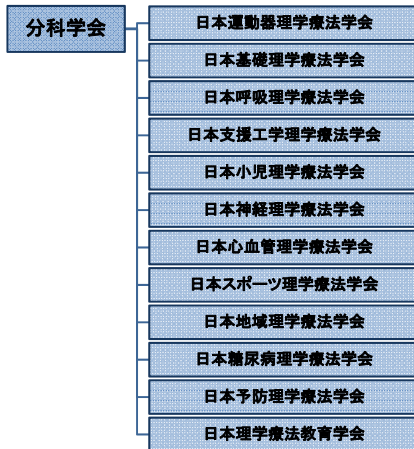
- ◆業務執行権と監督権の分離
- ◆決議機関・検討機関・執行機関の明確化

- 秘書業務・広報業務の連携強化
- 執行委員会の廃止
- 類似委員会廃止
- 生涯学習に卒前教育係を新設
- 海外事業支援を秘書広報課に新設

7

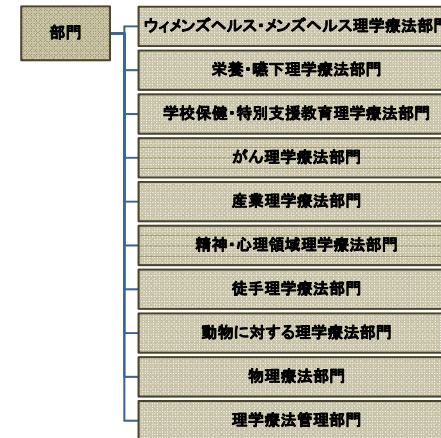


日本理学療法学会(分科学会)



9

日本理学療法学会(部門)



10

協会の会議と構成員

総会	・役員(理事・監事)、代議員(社員)、委員等
理事会	・役員(理事・監事)
常任理事会	・会長、副会長、専務理事、(政策参与)
業務執行理事会	・会長、副会長、専務理事、常務理事
将来構想戦略会議	・会長、副会長、専務理事、会長が指名する者、政策参与
組織運営協議会	・役員(理事)、都道府県会長、実務者等
学会運営協議会	・会長、副会長、専務理事、常務理事、学会運営委員等
実務者会議	・常務理事、協会実務担当者、都道府県会実務担当者

11

委員会等の構成

委員会(理事会従属機関) 倫理・懲戒・表彰・組織規則等検証・選挙制度・理学療法士労働環境
委員会(総会従属機関) 選挙管理・議事運営・役員報酬等・常勤役員要件審査
諮問委員会 会員制度検討委員会など1~2年の設置
執行委員会 スポーツ支援推進・国際事業推進など
特任理事 (財団担当・チーム医療推進協議会)

12

事務局の構成

- ・ 経理課
- ・ 秘書広報課
- ・ 生涯学習課
- ・ 総務課
- ・ 職能課
- ・ 学会事務課

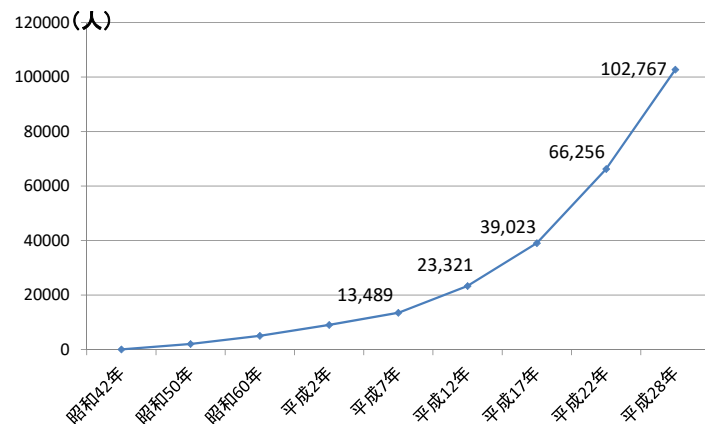
13

都道府県理学療法士会とブロック区分

北海道	北海道
東北	青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
関東 甲信越	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京 神奈川・新潟・山梨・長野
東海北陸	富山・石川・福井・静岡・岐阜・愛知・三重
近畿	京都・滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫
中国	岡山・広島・鳥取・島根・山口
四国	徳島・高知・香川・愛媛
九州	福岡・長崎・熊本・大分・佐賀・宮崎 鹿児島・沖縄

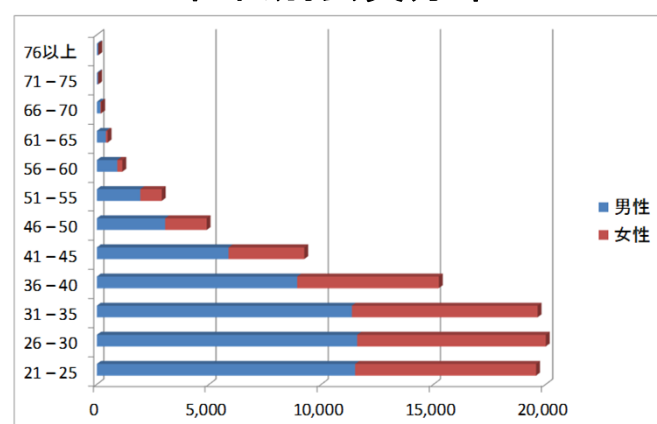
14

会員数の推移 2016年3月末



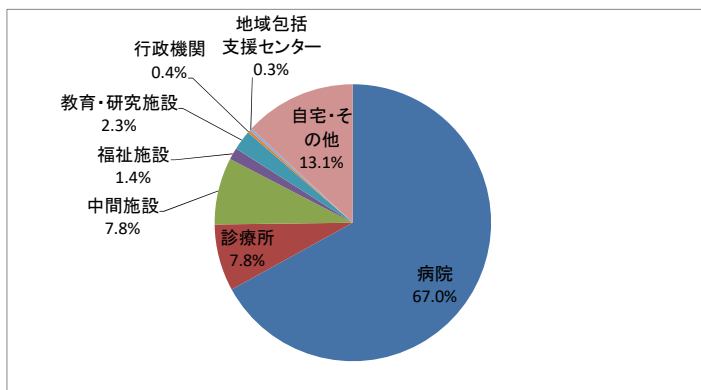
15

世代別会員分布 2016年3月末



16

施設別会員分布 2016年3月末



17

学術団体としての協会

- 平成2年日本学術会議法によって第15期の学術研究団体に登録が認められた
- 平成17年に学術団体制度が廃止、日本学術会議協力学術研究団体という制度が設けられ、日本理学療法士協会も参画している



協会は**職能団体**であり、**学術団体**でもある

18

公益社団法人 日本理学療法士協会 基本理念

私たちは理学療法士として
すべてのひとの健康と幸福を実現するために、

- 一、「尊厳ある自立」と、その「くらし」を守ります
- 一、真に求められる理学療法科学の探求と創造、
そして自らの技能と資質の向上に努力します
- 一、必要な提言や社会的行動を精力的に行います

19

生涯学習システムの基本理念

- 新人理学療法士に対する、あるべき基本姿勢への理解や資質向上
- 理学療法の専門領域における学術交流の推進と水準の引き上げ
- 第一と第二の理念の基盤となる、自発的な学習の継続

平成6年から開始

20

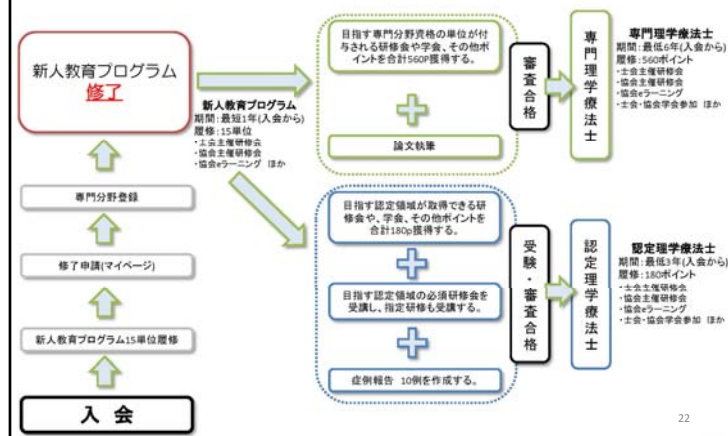
生涯学習に臨む理由として

- 理学療法士は、国民の保健・医療・福祉のために、自己の知識・技術・経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
- 理学療法士は、専門職として常に研鑽を積み、理学療法の発展に努めなければならない。

(日本理学療法士協会倫理規程 基本精神より一部抜粋)

21

生涯学習活動の流れ



22

新人教育プログラム目標

- 新人会員に対し本会や士会の組織、役割、歴史などの理解を深める
- 理学療法士としての職業倫理、人間関係、管理・運営、医療法等の理解を深める
- 症例・研究報告や、臨床実習指導の方法論を学び、理学療法の科学性を育成する
- 地域・社会・世界の中における理学療法の動向や立場を認識する
- 基礎から臨床までの理学療法領域の知識を再確認する

23

新人教育プログラムの概要

必須テーマ5単位、選択テーマ10単位の合計15単位が修了要件

A必須テーマ (修了要件6単位)	B理学療法基礎 (修了要件3単位)	C理学療法の臨床 (修了要件4単位)	D理学療法の専門性 (修了要件4単位)	E理学療法における人材の育成 (修了要件1単位)
A-1 理学療法と倫理	B-1 一次救命処置と基本処置	C-1 神経系疾患の理学療法	D-1 社会の中の理学療法	E-1 臨床実習指導方法論
A-2 協会組織と生涯学習システム	B-2 クリニカルリソースニング	C-2 運動器疾患の理学療法	D-2 生涯学習と理学療法の専門領域	E-2 コーチングとティーチング (コミュニケーションスキル含む)
A-3 リスクマネジメント (安全管理と感染予防含む)	B-3 統計方法論	C-3 内部障害の理学療法	D-3 理学療法の研究方法論 (EBPT含む)	E-3 国際社会と理学療法
A-4 人間関係および接遇 (労働衛生含む)	B-4 症例報告・発表の仕方	C-4 高齢者の理学療法	D-4 理学療法政策論	
A-5 理学療法における関連法規 (労働法含む)		C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)		
		C-6 症例発表		
		C-7 士会活動・社会貢献		

24

A 必須テーマ (修了要件5単位)

- A-1 理学療法と倫理
- A-2 協会組織と生涯学習システム
- A-3 リスクマネジメント
(安全管理と感染予防含む)
- A-4 人間関係および接遇
(労働衛生含む)
- A-5 理学療法における関連法規
(労働法含む)

25

B 理学療法の基礎 (修了要件3単位)

- B-1 一次救命処置と基本処置
- B-2 クリニカルリーズニング
- B-3 統計方法論 ※1
- B-4 症例報告・発表の仕方 ※1

※1 学士・高度専門士の学位取得者は免除(H24年度入会者より)

26

C 理学療法の臨床 (修了要件4単位)

- C-1 神経系疾患の理学療法
- C-2 運動器疾患の理学療法
- C-3 内部障害の理学療法
- C-4 高齢者の理学療法
- C-5 地域リハビリテーション
(生活環境支援含む)
- C-6 症例発表
- C-7 士会活動・社会貢献

理学療法講習会、
臨床見学受入施設
制度などで取得可能

3単位

27

臨床見学受入施設制度とは

- 日本理学療法士協会が指定する施設で臨床で行われる理学療法を学ぶ事が出来る制度
- 指定施設に所属する専門・認定理学療法士の管理の下で半日程度の臨床見学が可能
- 分野・領域に応じて新人教育プログラムC理学療法の臨床の単位を取得できる
- 指定施設一覧、臨床見学の詳細については日本理学療法士協会ホームページに掲載

28

D 理学療法の専門性 (修了要件2単位)

- D-1 社会の中の理学療法
- D-2 生涯学習と理学療法の専門領域
- D-3 理学療法の研究方法論(EBPT含む)
- D-4 理学療法士のための医療政策論

29

E 理学療法における人材育成 (修了要件1単位)

- E-1 臨床実習指導方法論
- E-2 コーチングとティーチング
(コミュニケーションスキル含む)
- E-3 国際社会と理学療法

30

包括的会員管理システム 『マイページ』

日本理学療法士協会HP
<http://www.japanpt.or.jp/>



学会・研修会参加時に
忘れずにお持ちください

公益社団法人
日本理学療法士協会会員証

31



32

生涯学習を継続するために

新人教育プログラム修了後は・・・

- ・ 専門・認定理学療法士制度での学習活動
- ・ 7つの専門分野のどれかに一つ以上に登録し(義務)、継続的に学術活動を行う。
- ・ 日本理学療法学会の分科学会および部門に登録(任意)して学術的交流を図る

33

専門分野

1. 基礎理学療法
2. 神経理学療法
3. 運動器理学療法
4. 内部障害理学療法
5. 生活環境支援理学療法
6. 物理療法
7. 教育・管理理学療法

34

1. 基礎理学療法

- 1)-a ひとを対象とした基礎領域
- 1)-b 動物・培養細胞を対象とした基礎領域

2. 神経理学療法

- 2)-a 脳卒中
- 2)-b 神経筋障害
- 2)-c 脊髄障害
- 2)-d 発達障害

35

3. 運動器理学療法

- 3)-a 運動器
- 3)-b 切断
- 3)-c スポーツ理学療法
- 3)-d 徒手理学療法

4. 内部障害理学療法

- 4)-a 循環
- 4)-b 呼吸
- 4)-c 代謝

36

5. 生活環境支援理学療法

- 5)-a 地域理学療法
- 5)-b 健康増進・参加
- 5)-c 介護予防
- 5)-d 補装具

6. 物理療法

- 6)-a 物理療法
- 6)-b 褥瘡・創傷ケア
- 6)-c 疼痛管理

37

7. 教育・管理理学療法

- 7)-a 臨床教育
- 7)-b 管理・運営
- 7)-c 学校教育

38

まとめ

- 専門職の一員として、自己研鑽を含めた生涯学習を継続して行う責務がある
- 研修システム整備によって社会に認められる団体として存在する必要があることを認識する
- 必須5単位、選択10単位の合計15単位を取得し、マイページ上にて新人教育プログラムの修了申請をする事ができる
- 新プロ修了後、7分野ある専門分野に1つ以上入会し、学術活動を継続、認定理学療法士、専門理学療法士の取得を目指す

39